

令和2年度 第6回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月17日（月）午前9時から午前10時分

2. 開催場所 産山村役場 基幹集落センター

3. 出席委員（10名）

農業委員

1番：井 信雄 2番：井 美奈子
4番：嶋井 眞代 5番：工藤 奈桜美
6番：芹井 剛 会長：池部 誓

農地利用最適化推進委員

岩本 宣博、山口 則光、筑紫 雄二、古林 良則

4. 欠席委員（2名）

3番：井 敏博 7番：山部 光一

4. 議事日程

1. 議事録署名委員の選出
2. 議案第11号 農業経営基盤強化促進法による農地の所有権移転
3. 議案第12号 農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化
4. 報告第6号 農地法第3条による所有権の移転（時効）
5. その他 農地利用状況調査

5. 農業委員会事務局

事務局長：中村 祐介

事務局：井山 健二

6. 議事録

○議長

(会長挨拶を行う)

まずは、議事録署名委員の選出については、井信雄委員と井美奈子委員にお願いいたします。それではさっそく議案の審議に入ります。議案第 11 号農業経営基盤強化促進法による農地の所有権移転について事務局より説明をお願いします。

○事務局

(農業経営基盤強化促進法の概要説明を行う)

4 ページをご覧ください。議案第 11 号農業経営基盤強化促進法による農地の所有権移転について説明いたします。熊本県農業公社から ████████ 氏へ公社を通じて売買がされます。場所及び面積等については記載されているとおりです。担い手への農地集積となっております。

○議長

事務局より説明をいただきましたが、本内容について皆さんよりご意見はございますか。

○委員

異議なし

○議長

それでは本内容については承認ということをお願いします。次に、議案第 12 号農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について事務局より説明をお願いします。

○事務局

(非農地化の概要説明を行う)

6 ページをご覧ください。議案第 12 号農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について説明いたします。場所及び面積等については記載されているとおりです。所有者より農地を管理出来る状態ではない旨の相談を受け、非農地化の概要を説明したところ、非農地化の手続きをとりたいとのことでした。

現地写真は、別添のとおり荒れており農地として管理するのは難しいと事務局では判断しております。現地確認については、工藤委員と山口推進委員で確認頂いておりますので、補足等ございましたらお願いします。

○5 番委員

この場所は山に囲まれており、日当たりも悪い。本人も高齢のため管理するのは難しいと思う。

○議長

他にご意見等ございませんか。

○委員

異議なし

○議長

それでは本内容については、承認ということでお願いします。

続きまして、報告第6号農地法第3条による所有権の移転時効について事務局より説明をお願いします。

○事務局

(農地法3条の概要説明を行う)

11ページをご覧ください。報告第6号農地法第3条による所有権の移転(時効)についてご報告いたします。

本書に記載されているとおり、時効取得により所有権の移転手続きが行われており、農業委員会へ届出がありましたのでご報告いたします。

○議長

議案は以上になります。次にその他事項の農地利用状況調査について事務局よりお願いします。

○事務局

(農地利用状況調査について説明)

○議長

他にないようですので、今月の会議は閉会します。

以上、上記のとおり議事の顛末に相違ないことを、ここに署名する。

令和2年8月17日

議事録署名者

農業委員会会長

1番委員

2番委員
